

令和4年3月17日

太宰府市長 楠田 大蔵 様

太宰府市地域福祉推進委員会
会長 森口 忠彦

第四次太宰府市地域福祉計画について（答申）

令和3年8月25日付け3太福第877号で諮問のあった標記の件について、太宰府市地域福祉推進委員会規則（平成21年規則第7号）第2条の規定に基づき慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

近年の社会の変化として、少子高齢化やひきこもり、生活困窮や虐待など、複数の問題を抱える人の増加が顕著となっているが、これに加え、第四次地域福祉計画策定年にあっては、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、人と人とのつながりの希薄化、非正規従業員や苦学生、女性、ひとり親世帯等の経済的困窮の顕在化など、社会に与える影響を看過できない状況にあった。また近年頻発する自然災害についても生命を守るための備えが急務となっている。

そのような中、太宰府市では、都市に必要な社会インフラとしての道路、地域交通体系、地域住民が集う場、身近な商店街等はまだ整備途上であり、また、高齢化の進展に伴う認知症、要介護者や交通弱者の増加、ヤングケアラーに関する問題など、行政に課せられた課題は大きい。

誰もが安心して暮らせるまちにするためには、近隣住民がお互い助け合い一人ひとりの暮らしと生きがいを創っていく地域共生社会の実現と、地域包括ケアシステムをはじめとした包括的な支援体制を構築し、支援が必要なすべての人に手を差し伸べていく必要があり、住民、社会福祉活動を行う人、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政が協働して複合的な課題の解決に取り組まなければならない。本委員会で提起され議論された主要な点は次のとおりである。これらについて計画行政の確たる基本方針を構築し実行されることを要望する。

1 みんなで寄り添う

支援が必要な人に、さまざまな手段や方法を用いて情報を届けることが求められる。支援につながるためには、地域で相談支援に携わる人や福祉サービスの事業者、社会福祉協議会、行政が身近な相談先となることが大切である。さらに、複雑化した課題に対応するために、福祉制度に精通した専門職員の育成と、行政の関係部署や相談支援機関で連携した包括的な相談支援を進められたい。

また、誰もが地域社会の一員として尊重されることが地域共生社会の大きな目標であり、人権や福祉について学ぶ機会を充実させることを忘れてはならない。

2 支援を届ける

福祉サービスについては、社会の変容に伴い新たな課題が発生しており、交通弱者に対する支援を含めてその量や質を充実させる必要がある。

また、命に直結する施策も欠かせない。虐待の防止と早期発見のために、関係機関と連携した取り組みが求められる。自然災害への対応については、住民の防災意識の向上、災害ボランティアや避難行動要支援者に関する取り組みなどに努めていただきたい。

3 日ごろからつながる

地域で安心して暮らすために、地域とのつながりが肝要である。隣近所や自治会などで身近な助け合いを進めながら、小学校区、中学校区、市全域など、圏域に応じた支え合いを構築することが望ましい。地域の各種団体やボランティア団体、事業所が連携し、行政と社会福祉協議会が支援することで地域活動を活性化させたい。

また、認知症や子育て、障がいなど同じ悩みを抱える人が集う場や、様々な人が集まれる居場所をつくることが求められる。不登校やひきこもりの状態にある若い世代や、独居高齢者など孤立の問題を抱えた人への支援も急務である。

なお、以下の項目については、審議の過程で出された要望として付記するので併せて検討されたい。

- ① 地域福祉計画の施策を確実に実施するため、具体的な取り組みを明確にして、毎年度の進捗管理を行うこと。
- ② 地域包括ケアシステムをはじめとした包括的な支援体制の推進のため、地域包括支援センター等の相談支援機関の充実・強化をはじめ、行政の部署間や社会福祉協議会などの関係機関で分野を超えて連携すること。

- ③ 住民の利益に資するため、地域で相談・支援を行う担い手の支援を行うほか、各種相談支援機関の職員の専門性向上を図ること。
- ④ いつ発生してもおかしくない自然災害に備えて、地域での防災に関する取り組みや、避難行動に支援が必要な住民に対する支援を強化すること。